

継続雇用制度の取り扱いに関する協定書

株式会社〇〇〇〇（以下会社という）と自治労全国一般〇〇〇〇労働組合（以下組合という）は、高年齢者等の雇用の安定に関する法律第9条の2項の規定に基づく、定年後の継続雇用制度の取り扱いに関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 本協定は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の主旨に則し、高年齢者の安定した雇用の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した月の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望する場合は満65歳に達するまでの間、1年契約の更新制として定年に引き続き再雇用（以下「継続雇用」という）する。

第3条 定年以降も継続雇用を希望する者は、定年予定日の3カ月前までに会社に申し出るものとする。

第4条 継続雇用を希望した者について、会社は該当者の定年予定日の1カ月前に本人と継続雇用時の労働条件について協議し、労働契約を書面にて締結しなければならない。

第5条 継続雇用時の労働条件については、別途労使協定を結ぶこととする。また、制度の具体的な運用については労使協議を尊重すること。

第6条 65歳までの継続雇用の対象となる者の基準に関して、本協定に定めのない事項が生じた場合は労使協議を尽くし、円満な解決を図るものとする。

第7条 本協定書の発効は 20 年 月 日とする。

上記内容により会社、労働組合が合意した証として、本協定書を2通作成し、会社、組合代表双方各1通を保持する。

20 年 月 日

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

自治労全国一般〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇〇 〇〇 印

継続雇用時の労働条件に関する協定書

株式会社〇〇〇〇（以下会社という）と自治労全国一般〇〇〇〇労働組合（以下組合という）は、定年後の継続雇用制度における労働条件に関し、次のとおり協定を締結する。

- 第1条 継続雇用後の従事業務は、原則として定年時の業務と同様とするが、本人の希望、能力、適性、健康状態並びに要員等を勘案し決定する。契約更新時における過去1年間の出勤率が〇〇%を下回るもの、直近の健康診断の結果、業務遂行に問題があると認められたものについては従事業務・勤務場所の変更の対象とする。
- 第2条 継続雇用後の勤務場所は、原則として定年時に就労していた事業所とするが、本人の希望、能力、適性、健康状態並びに要員等を勘案し決定する。ただし、現住所から通勤可能な場所とする。
- 第3条 継続雇用後の賃金は、本人の希望、能力、体力、勤務成績、業務内容等を考慮の上、毎年労使で協議の上、雇用契約更新時の3カ月前までに決定し契約更新前に提示することとする。
- 第4条 再雇用者の勤務日数については、週〇〇日とし、勤務時間については午前〇時〇分から午後〇時〇分とする。
- 第5条 前第4条における勤務日数、勤務時間については、契約更新時における過去1年間の出勤率が〇〇%を下回るもの、直近の健康診断の結果、業務遂行に問題があると認められたものについては、労使協議のうえ調整する。
- 第6条 再雇用者の社会保険については、原則として、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険のすべてに加入することとする。ただし、労働日数などにより加入資格に問題が生ずる場合は、労使協議の上、決定する。
- 第7条 本協定書に記載されていない事項については、就業規則に準ずるものとし、問題が生じた場合は、会社、組合代表が協議の上円満な解決を図るものとする。
- 第8条 本協定書の発効は20 年 月 日とする。

上記内容により会社、労働組合が合意した証として、本協定書を2通作成し、会社、労働組合代表双方各1通を保持する。

20 年 月 日

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

自治労全国一般〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇〇 〇〇 印